

平成30年度

税制改正のあらまし

平成30年度の税制改正は、法人税関係では、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを後押しする観点から「所得拡大促進税制の見直し」「大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し」「情報連携投資等の促進に係る税制の創設」などが講じられました。

所得税関係では、個人所得課税が見直され、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金控除が10万円引き下げられ、基礎控除を同額引き上げる見直しが行われます。

その他、主要改正のポイントをできるだけ、わかりやすく解説いたします。

日 時 平成30年 7月 5日 (木) 午後 2時 ~ 4時
 会 場 浦添市社会福祉センター 3階 中研修室
 講 師 税理士 富田 将孝 先生
 定 員 60名 (定員になり次第締め切りますのでお早めに)
 共 催 (公社)北那覇法人会、(一社)北那覇青色申告会
 受 講 料 500円 (会員) 3,500円 (一般)

主な講座内容

I 法人税関係

1. 所得拡大促進税制の見直し (中小企業・大企業)
2. 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し
3. 交際費課税の特別措置の延長
4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特別の延長
5. 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長
6. 地方拠点強化税制の延長・拡充
7. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

II 所得税関係

1. 個人所得課税の見直し

III 相続・贈与税関係

1. 事業承継税制の特別の創設
2. 小規模宅地等の特例の見直し
3. 一般社団法人・一般財団法人に関する相続税・贈与税の見直し

IV 消費税関係

1. 国際観光旅客税の創設
2. 簡易課税制度の見直し
3. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

V 地方税関係

1. 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

お申込み
お問い合わせ

申込書にご記入の上、電話又はFAXにてお申込み下さい。

(公社)北那覇法人会：那覇市真嘉比2-5-3 TEL 884-4408 FAX 887-0119

----- 切り取り線 -----

(公社)北那覇法人会 行

平成30年 月 日

『税制改正のあらまし』

会社名

TEL

住 所

FAX

氏名